○土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱

令和５年３月22日訓令第15号

土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年規則第３号。以下「規則」という。）第３条の規定に基づき土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　町は、土佐町への団体旅行を誘致し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、第３条に規定するバスツアーの実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、土佐町内の観光施設、観光地、体験プログラム、イベント、企画展等を目的地とするバスツアー（募集型・受注型企画旅行）を実施する事業とする。

（補助事業者、補助対象経費、補助率等）

第４条　補助事業者、補助対象経費、補助率等は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、旅行出発日の前日から起算して５日（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）前までに、補助事業ごとに補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第６条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）を、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第７条　第２条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助金に係る補助事業遅延等報告書（様式第３号）を町長に提出し、その指示を受ける

こと。ただし、補助事業を廃止する場合は、本号の規定にかかわらず、第９条の規定による補助金変更申請書（様式第４号）を当町に提出し、その承認を受けなければならない。

（２）　補助事業の執行に際しては、町が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）　補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（４）　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助事業の着手）

第８条　補助事業の着手は、第６条の規定による補助金の交付の決定通知以降に行わなければならない。

（補助事業の重要な変更）

第９条　補助事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ補助金変更申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　補助事業の廃止

（２）　補助金額の増額

（３）　補助事業の内容の重要な部分に関する変更

（実績報告等）

第10条　補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに町長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

２　前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　最終の旅行行程表

（２）　補助対象経費に係る領収書等の写し

（３）　募集型バスツアーの場合は、募集時のチラシ、ウェブサイトの画面等の写し

（４）　受注型バスツアーの場合は、依頼主及び依頼内容が分かる資料の写し

（５）　バスツアー実施の様子が分かる写真

（６）　バスツアーの参加者数が分かる書類

（補助金の支払）

第11条　町は、交付決定後、補助事業者からの補助金精算払請求書（様式第７号）の提出に基づき補助金を支払うものとする。

（情報の開示）

第12条　補助金の事業又は補助事業者に関して、土佐町情報公開条例（平成13年条例第16号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第７条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附　則

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

補助事業者	旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定に基づく登録を受けている法人又は個人事業主。
補助対象経費	貸切バス（ジャンボタクシー含む）及び列車の借上料又は配車料、バスガイド・添乗員費用、公共交通機関運賃。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。ただし、高知県が実施する交通費用に対する助成金の交付または国が実施する交通費用に対する給付金の交付がある場合は、補助対象経費から高知県が実施する交通費用に対する助成金または国が実施する交通費用に対する給付金の額を除いた経費について補助対象とする。
補助率	定額
補助限度額	日帰りバスツアー１本につき２万円以内 宿泊付きバスツアー１本につき３万円以内
補助要件	（１）　バスツアーは以下の条件を全て満たすものであること。 ・土佐町内の目的地を３か所以上巡るもの（昼食場所を土佐町内の飲食店とする）であること。 ・宿泊付きバスツアーにおいては、土佐町内の宿泊施設を利用するものであること。 （２）　最少催行人数は概ね10人以上とすること。

別表第２（第６条、第７条関係）

1　暴力団（土佐町暴力団排除条例（平成23年条例第３号。以下「町暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
3　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
4　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
5　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
6　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
7　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
8　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
9　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

土佐町長　　様

団体名
所在地
代表者名　　印

令和　年度　土佐町周遊観光バスツアー補助金交付申請書

令和　年度土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱に基づき、添付書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>1　団体・ツアー名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　実施予定期間</td><td colspan="2">出　発　日</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">帰　着　日</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日　　（　　）</td></tr>
<tr><td>3　予定人員
（最少／最大催行人数）</td><td colspan="4">名　（最少　　名／最大　　名）</td></tr>
<tr><td>4　貸切バス
予定台数</td><td colspan="4">台</td></tr>
<tr><td>5　ツアー代金
見積額（税抜）</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2" rowspan="3">※県または国の助成金等の交付がある場合
「6　補助対象経費」については、県または国の助成金等の額を除いた金額となっていること。</td></tr>
<tr><td>6　補助対象経費
見積額（税抜）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>7　補助申請額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">8　担当者</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>電話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※所定欄に押印がないものや、修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。
※申請書は、最初の設定出発日から起算して５日前（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）までの到着に限り受領します。
●以下の書類を添付してください。
・旅行行程表
・補助対象経費に係る見積書等（公共交通機関運賃は料金表等、金額が分かるもので可。）

様式第２号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

様

土佐町長　　印

令和　年度　土佐町周遊観光バスツアー補助金
交付(不交付)決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった土佐町周遊観光バスツアー補助金については、下記のとおり交付することに（下記の理由により不交付と）決定したので、土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

1　団体・ツアー名		
2　実施予定期間	出　発　日	令和　　年　　月　　日　　（　　）
	帰　着　日	令和　　年　　月　　日　　（　　）
3　補助金交付決定額	円	
4　不交付決定理由		

様式第３号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

土佐町長　　様

団体名
所在地
代表者名　　印

令和　年度　土佐町周遊観光バスツアー補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付の決定がありました下記事業に係る遅延等について、土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱第７条第１号の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　遅延等の内容及び原因

２　遅延等に対する措置

３　事業実施及び完了の予定

※所定欄に押印がないものや、修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。

様式第４号（第７条・９条関係）

令和　　年　　月　　日

土佐町長　　様

団体名
所在地
代表者名　　印

令和　年度　土佐町周遊観光バスツアー補助金変更申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定がありました事業について、その内容を変更して実施したいので、土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱第９条の規定により、変更申請書を提出します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

３　変更後の補助対象経費見積額（税抜）

４　補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

※所定欄に押印がないものや、修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。
●旅行行程を大きく変更する場合は、変更後の行程表を添付してください。

様式第５号（第10条関係）

令和　　年　　月　　日

土佐町長　　様

団体名
所在地
代表者名　　印

令和　年度　土佐町周遊観光バスツアー補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定がありました事業を実施しましたので、土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱第10条の規定により、実績を報告します。

記

1　団体・ツアー名		
2　実際の催行期間	出　発　日	令和　　年　　月　　日　　（　　）
	帰　着　日	令和　　年　　月　　日　　（　　）
3　旅行内容	参加者数	人
	貸切バス台数	台
4　補助対象経費実績額（税抜）		円
5　補助金交付決定額		円

※所定欄に押印がないものや、修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。

●以下の書類を添付してください。
- 最終の旅行行程表
- 補助対象経費に係る支払証明書類（領収書等）の写し（自社のバスを手配してツアーを実施した場合は、別記第６号様式「運行申立書」を提出してください。）
- 募集型バスツアーの場合は、募集時のチラシ、ウェブサイトの画面等の写し
- 受注型バスツアーの場合は、依頼主及び依頼内容が分かる資料の写し
- バスツアー実施の様子が分かる写真（２～３枚）
- バスツアー参加者数が分かる書類（名簿など）

様式第６号

令和　　年　　月　　日

土佐町長　　様

団体名
所在地
代表者名　　印

貸切バス・ジャンボタクシー運行申立書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定がありました土佐町周遊観光バスツアー補助金に係る事業につきまして、運送約款に基づいた条件にて下記のとおり運行したことを申し立てます。

記

団体・ツアー名			
日程等	出発配車地 （市区町村名、駅・空港名）	宿泊地 （複数泊の時は２段書き）	帰着地 （市区町村名、駅・空港名）

車両種別	運行月日	台数	運送費（税抜）
貸切バス	/　～　/	台	円
ジャンボタクシー	/　～　/	台	円
合計		台	円

※所定欄に押印がないものや、修正テープ、修正液等で訂正したものは認められません。

様式第７号（第11条関係）

令和　　年　　月　　日

土佐町長　　様

団体名
所在地
代表者名　　印

令和　年度　土佐町周遊観光バスツアー補助金
精算払請求書

年　　月　　日付　　土　　発第　　号で補助金の（変更）交付の決定がありました下記事業について、土佐町周遊観光バスツアー補助金交付要綱第 11 条の規定により、精算払を請求します。

記

1　団体・ツアー名・ツアー実施日

1　団体・ツアー名		
2　実施期間	出　発　日	令和　　年　　月　　日　　（　　）
	帰　着　日	令和　　年　　月　　日　　（　　）

2　精算払請求額

補助金交付決定額	円
今回請求額	円

3　振込先

金　融　機　関　名		本・支　店　名
銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店
預金種目	口座番号	口座名義
普通・当座		（フリガナ）